

令和6年第4回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年4月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
		8番	石田 剛士
		10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
		16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	9番	橋本 淳
15番	宮田 佳司		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主任	大橋 崇史

【農務課】出席者

主任	西川 敦	主任	野田 旭宏
----	------	----	-------

午後1時55分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第4回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、永井委員、杉村委員、瀧委員、橋本委員、宮田委員の5名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業が本格化する時期を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。それでは、只今から、令和6年第4回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は14人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、16番横井委員、17番小原委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番と番号7番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在5,440㎡の農地を耕作しており、個人で年間250日農業に従事しています。

番号2番、番号3番、番号4番につきましては、受人が同一世帯のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

番号2番と番号3番の受人と渡人は親子、番号4番の受人と渡人は祖父と孫の関係であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在9,092㎡の農地を耕作しており、個人で年間60日、世帯では470日農業に従事しています。

番号5番、番号6番につきましては、渡人が同一世帯のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在3,678㎡の農地を耕作しており、個人で年間各70日、世帯では390日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在19,895.91㎡の農地を耕作しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しています。

番号9番、番号10番につきましては、受人が同一世帯のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積を朗読。

番号9番の登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在28,398㎡の農地を耕作しており、個人で年間各180日、世帯では690日農業に従事しています。

番号11番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在13,694㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では650日農業に従

事しています。

4ページをお願いいたします。

番号12番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらについて、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在14,127㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しています。

番号13番と番号14番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積を朗読。

いずれも登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在19,754.10㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では720日農業に従事しています。

5ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号15番と番号16番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積を朗読。

一部申請地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和6年5月1日から3年間の賃借権の設定です。

受人は今回の申請で1,040㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間180日農業に従事する計画となっております。

番号17番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらについて、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和6年4月1日から20年間の賃借権の設定です。

本件は12ページ、日程第4農地法第5条の規定による許可申請、番号8番に係る内容です。

受人は岐阜県加茂郡を中心に110,427㎡の農地を耕作しており、今回の申請では、太陽光パネルの下で耕作する計画です。

法人で議決権を持つ構成員は2名で、年間600日農業に従事しております。農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を借りるものです。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計17件、移動の土地は、田 14筆 7,064㎡、畑 8筆 3,172㎡、合計22筆 10,236㎡です。

以上17件のうち、番号1番から17番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、申請地の対価、申請人について、参考としてお手元に配付しております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。案件17番につきましては、12月、1月の総会で、皆様にご議論いただきました営農型太陽光施設と同様な案件でございます。

そのため、前回同様、直接申請者の耕作意向などをお聞きした上で、審査を行ったほうがよいと判断し、この場に受人である[譲受人]さんをお呼びしております。ご異議がなければ入室していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

[譲受人]さんどうぞ入室ください。

([譲受人]が入室)

【譲受人】

[譲受人]と申します。本日はお忙しい中お時間を作っていただきありがとうございます。また皆さんにお世話になると思っておりますのでぜひよろしく願いいたします。まず私どもの会社がどのようなことをしているのかという説明をさせていただき、もし質疑応答がありましたらお答えしていくという流れで考えております。

当該申請地に営農型太陽光を申請していきまして、下で農地を管理して、上に太陽光発電を所有するという風に考えております。現在は主に水稲コシヒカリを3ha、マコモタケを5000㎡栽培していて、規模の拡大を狙っております。弊社は認定農業者広域許可、農林水産大臣許可を取得しております。岐阜県内で農産物を出荷販売、一部北陸の方にも販売をして、なるべく地産地消を目指して貢献しております。この度、弊社のハランの栽培規模拡大にあたり、今後の営農計画を検討した結果、営農型太陽光を設置するという考えに至りました。営農型太陽光システムには、農地を有効活用できるという大きなメリットがあります。太陽

光発電所と農業を同じ土地で行うことができるので、太陽光発電所のために農地を潰すことなく、地域の優良な農地を守り続けていくことができます。また、農業と太陽光発電を組み合わせることで、農業収益の不安定性に対処できます。ハラン栽培の収穫をするには、成長期間の 1 年～3 年を経て 4 年目からの収穫になり、それまでの間は無収入で農作業をしないといけないこととなりますが、売電収入で補填することで、安定した経営を見込めると同時に災害や作物の病気等があっても補填することが見込めます。最後に太陽光パネルはハラン栽培に必要な適度な日陰となります。ハランは適度な日陰が収穫量の増加や品質の向上につながるほか、夏の強い日差しから農作業者を守り、また作物を守ることに繋がり、品質向上に寄与します。これらの理由から営農型太陽光の導入が農地の効率的、効果的な活用と安定した利益をもたらす持続可能で効果的な農業経営を実現できることと考えております。以上のとおり今回の案件についてご許可いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

【会長】

ありがとうございます。ハランを栽培されているということですが、㎡あたりどれくらい植えられて、売り先というのはどのように考えていますか。

【譲受人】

ありがとうございます。3.3 ㎡/株で植えるというように考えております。いま 5 年くらいハランを栽培しておりますが、九州や岐阜メインでやっております。九州のほうでは出荷が始まっていて、花市場や焼き肉店に卸しています。岐阜の方は今年から収穫が始まりまして、一部検討しているのが、豊明市場へ出荷、焼き肉店やお寿司屋の下皿、収穫量が増えてきたら冠婚葬祭の(仏花の)下葉として使っていただくように計画しています。

【会長】

何名で(営農を)やっているのですか。

【譲受人】

作業としては実質 3 人でやっております、どうしても冬の作業が少なくなってきますのでなかなか年中通しての作業員を増やすのは難しいのですが、忙しい時期、季節感でいくと春から夏秋にかけて合計で 20 人くらいアルバイトを雇って、営農の継続を行っております。

【会長】

ほかに何かありますか。

【小原委員】

すみません。ハランってなんですか。

【譲受人】

ハランというのはですね、よく山の木の下に生えている葉っぱがメインの作物になるのですが、よく昔話にあるおにぎりを包む皿、葉っぱみたいな。あれが実はハランで、よく最近では弁当箱の緑の仕切り、あれもハランをなぞらえて作られたものです。なぜ作られているのかというと、葉自体に抗菌作用があって菌を殺す作用があるので、昔からお肉に使われたり、生ものに使われていた経緯があります。よく林間栽培とかビルや住宅地の影で緑化として使われているような作目になります。永年性で常緑樹、下に球根みたいな株があるので、それが大きくなっていくという。よく雑草対策としても一部使われるような、そういう作物になります。

【川松委員】

これ(ハラン)は1枚いくらになるのですか。

【譲受人】

豊明市場や花市場では30円/枚、10枚綴りで300円。今九州のほうでやっていて、そのうち豊明のほうでも考えています。

【川松委員】

これ坪あたり1株で、どれくらい収益が上がるのですか。

【譲受人】

まず1～3年目までは栽培期間中として、2～3本生えている1株を植えて4年目にはそれが10～20本ぐらいになっているので、(最低限)5本からスタートして5～10本(出荷する)。大きくなってきたら株分けしてどんどん収穫量を増やしていこうと。

【川松委員】

除草は防草シートを引いてあるので、やらないということですか。

【譲受人】

そうですね。全面防草シートで覆って×形に穴を開けて、そこに植えていきます。ある程度大きくなったら株分けをして、また穴を開けて植えていくと。1株あたり20～30本を目安に追加できるように考えています。

【会長】

防草シートの間からは(ハランは)出てきますかね。

【川松委員】

出てこないから、切ってまた株分けするという話ですよ。それをだんだん増やしていくと。

【譲受人】

まずは1個/坪(間隔で)植えて、どうしても10~20年たってくると大きくなっていくので、いくら花をとっても大きくなっていくので、大体7年目から株分けをしていって、密度を増やして植えて、増えたら違う発電所に植えたりとか、収量を増やしていくような体制をとろうと考えています。

【木村委員】

言われることはよくわかります。それで、収益性としては発電と農業とどちらが主になりますか。今は営農のことばかり言われるが、目的は太陽光発電ではないのか。

【譲受人】

農業が主になります。まず農業しないと営農型太陽光はできないので、目的としてはハランの栽培を拡大するために太陽光をすると。やっぱり昨今いろんな燃料費や薬剤費、人件費とか高くなっているなのでその補填をするための意味であっても、太陽光の収入を入れることによって事業の継続化、20~30年永続的な事業として考えているので。

【木村委員】

太陽光の売電期間としての20年計画なのですか。

【譲受人】

そうではなく、あくまで太陽光は補助的であって、農業収入を増やすために太陽光を取り入れるという風に考えております。今後は違う地域もそうなのですが、耕作放棄地や現状復帰が難しい山林でも受けていく、農地として再開させていくというように考えておりますので、そういうところもなかなか抜根や整地にもコストがかかりますので、そのようなコストを太陽光の収入で補填すると、という利点を生かしながらやっています。

【譲受人】

今回はハランという植物を選んでいるのですが、日陰が多くなるとすぐ葉焼けしてしまうので、なるべく80~90%(くらいの品質)の作物に近づけていくような形で設計してあります。

【川松委員】

もう一ついいですか。農業収入が売電収入を超えることはあるのですか。

【譲受人】

売電価格にもよります。

【川松委員】

売電額は補助金付きで一定ではないのか。

【事務局】

事務局から補足ですが、今回の案件は固定買取制度の対象案件ではありません。

【譲受人】

国の買取制度(FIT)について、現行の営農型発電の全量売電、10年の契約で単価10円/kwとなっているのですが、10円/kwの単価だと、こちらの回収見込みがなかなか難しいところがある。

【木村委員】

設備投資によると。

【譲受人】

そうですね、国の補助制度は使わずに設備を立てて民間に直接電気を売るというように考えています。

【木村委員】

今いくらになるのですか。

【譲受人】

国の補助制度を使わずに、今こちらでやろうとしている計画で民間に電気を売るところは14円/kwですね。差額は少ないように見えますが、365日稼働すると大きくなってくるので。

【木村委員】

制度の始まりからは設備投資のコストも安くなっていると思うが。

【譲受人】

コスト的に行くともう5~6年前からもう頭打ちですが、売電単価は落ちて行っている状態です。

【会長】

私もハランを作っているのですが、4年目から出荷体制を整えると。だいたいどのくらいの量を出荷されるのですが。

【譲受人】

そうですね、今回の申請地で行くと、大体180本ほど植えるので、1株あたりは少なくとも10本は出荷します。

【会長】

1年に倍にはならず、3倍4倍にはならない。

【譲受人】

そうですね、10本からスタートしていき最終的には10～20本で1株あたりの収穫ができればなど見込んでおります。

【石田委員】

資料内にオリーブという記載があるが。

【譲受人】

今回の計画はハランです。修正します。

【田中委員】

ハランというのは湿田でもできるのですか。

【譲受人】

こちらの方でもだいたい田畑半々で栽培を行っているのですが、やはり田は土質が粘土質、水が溜まりやすいということで、30cm程度の穴を掘って水を抜く、なるべく乾かした状態でハランの栽培をおこなっております。

【田中委員】

このあたりは湿田で、それこそ水が湧いてくるような土地なのですが。

【譲受人】

そうですね、乾いた状態が良いですが、対策すれば問題ありません。

【会長】

他に何かありますか。

【小原委員】

(貸付期間満了後の)20年後はどのような形になるのですか。

【譲受人】

そもそもなぜ20年かという、いわゆる国のFIT制度が20年でして、民間に売電する場合何年にすればいいかわからないというところで、大体FITに倣って20年にしましょうかっていうのは始まりなのですけれども、20年後もまだまだ再生可能エネルギーの需要が多いと予想していますので、20年終了後も半永久的に売電を継続することになると思います。そのため売却先の企業とも更新を継続させてもらって、売電事業を続けていくというようになっていくと思います。

【小原委員】

それから、どうして稲沢を選ばれたのですか。

【譲受人】

本店は川辺町という美濃加茂市の隣になるのですが、地域をめぐって声掛けをしているのですが、なかなか土地を貸していただけない現状がありまして、それでいろいろ知り合いに土地を貸していただけたところが無いか声掛けしたところ、縁があって稲沢市の方に来させていただきました。1件だけだと足代のほうもかさんでしまうので、これを皮切りに増やしていければと考えています。

【小原委員】

岐阜からここまで通われることになると思うのですが。

【譲受人】

どうしても最初から拠点を稲沢に設けてしまうと、なかなか次の作業が無く、作業員の手も空いてしまうので、なるべく最初は岐阜から通う、その都度通うか、地域の住民の方に作業をお願いしてやってもらうことも考えています。ある程度の面積が増えて、こちらで営農型太陽光がやれる見込みが付きましたら、こちらにも事務所を設けて1~2人を常駐させて何かあったときの対策とか、日々の農作業ができるようにしていきたいです。

【小原委員】

実績があると言われたのですが、本社が岐阜なのですか。

【譲受人】

本社は岐阜にありまして、営農拠点ということで九州にもあります。日頃の作業に手が足りなければ作業料をお支払いして近所の方に手伝ってもらうことも考えています。

【小原委員】

今後もそういう形ですか。

【譲受人】

そうですね。なるべく地域の方と手を取り合って農作業をしていくのが理想の形であると思っています。

【小原委員】

岐阜の実績としてはどれくらいありますか。

【譲受人】

営農型発電所で3haあります。オリーブの方で3000㎡くらい。残りがハランです。他にも鑑賞用としてレモンやブルーベリーなど付加価値のあるものも取り入れようと思います。

【会長】

岐阜でハランは何年くらいですか。

【譲受人】

一番長いのは4年目です。

【会長】

これから収入が上がりそうですね。

【譲受人】

まさに今年から収入の年になります。

【会長】

他にはありませんか。

それでは【譲受人】には退席していただきます。ありがとうございました。

(〔譲受人〕が退室)

【会長】

これより採決いたします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

8ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置されるため許可条件を満たしています。

番号2番から4番までにつきましては、転用目的が同一のため一括で説明いたします。

申請地 地目 面積を朗読。

賃貸借により貸し駐車場を設置するものです。農地区分は、すべて第3種農地です。

つづきまして、9ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、4件 転用の土地 田 5筆 153.91㎡、畑 2筆 464㎡、合計 7筆 617.91㎡です。

以上、4条申請4件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたし

ます。事務局から説明を求めます

【事務局】

10 ページをお願いします。議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

11 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光発電事業を行うための太陽光パネル設置を目的とした転用でございます。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転です。車両置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転です。中古車展示場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転です。駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、12ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号7番

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権による権利設定です。駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号8番

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、営農型太陽光パネルを設置するために必要となる支柱設置部分を一時転用するものです。一時転用期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

つづきまして、13ページの総括表をごらん下さい。

5条の申請件数は、8件 転用の土地 田 4 筆 1,583.6㎡ 畑 6 筆 2,048㎡、合計 10 筆 3,631.6㎡です。

以上 5条申請 8件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑ございませんか。

【田中委員】

8番の営農型太陽光について、先ほど3条の権利設定は20年間なのに、支柱の転用期間は10年間と差があるのはどういうことですか。

【事務局】

その点について、事務局からも事前に確認させていただきましたが、受人の計画はあくまで20年で、一時転用期間の上限が10年のため、やむを得ず支柱部分は10年で設定しており、更新を前提として計画とのことでした。

【田中委員】

ということは10年で太陽光をやめることもできるのですか。

【事務局】

止めることはできます。しかしその場合は当然パネルを撤去し、農地に回帰していただく必要があります。

【小原委員】

本当に撤去を求めることができるのですか。

【事務局】

転用時に撤去費用の積み立てを確認しております。また受人にはその際に必ず撤去する旨の誓約書の記載をいただいております。

【会長】

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第19号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

総会提出議案14ページをお願い致します。

議案第19号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相対の案件と、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件の2種類がございます。

15ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和6年6月1日から令和15年12月31日までです。

16ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用

権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権の設定は 7 筆、使用貸借権の設定は 21 筆です。

貸借期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までです。

18 ページ総括表をお願い致します。

田 20 筆、畑 11 筆、 合計 31 筆 22,809 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、田中委員、小原委員は採決に加わることはできませんので、よろしく願いいたします。

議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 20 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 19 ページをお願いします。

議案第 20 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

20 ページをお願いします。

番号 1 申請地 地目 面積を朗読。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

21 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件

田 2筆 1,330㎡、畑 3筆 1,939㎡、合計 5筆 3,269㎡ になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。日程第6議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7報告第10号 「農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告について」
及び日程第8報告第11号 「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」まで
一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは22ページをお願いします。

報告第10号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5
の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

23ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

賃貸住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

共同住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

貸駐車場の設置による転用でございます。

24 ページ総括表をお願いします。

申請件数 3件 畑 5筆 1,234 m² 合計 5筆 1,234 m²です。

25 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、分譲住宅建築による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、資材置場の設置による転用でございます。

続きまして、26 ページをお願いします。

ここから、権利設定の案件になります。

番号6番

申請地 地目 面積を朗読。

使用貸借権による権利設定で、共同住宅建築による転用でございます。

27 ページ総括表をお願いします。

申請件数 6 件 田 1 筆 661 m² 畑 6 筆 1,550.61 m² 合計 7 筆 2,211.61 m² です。

つづきまして、28 ページをお願いいたします。

報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてです。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

29 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号 4 番と 5 番は受人が同一のため一括で説明いたします。

申請地 地目 面積を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号 6 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号 7 番から 34 番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号 7～34 番申請地 地目 面積を朗読。

農地中間管理事業に移行するため、賃借権を解除します。

番号 35 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 36 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

38 ページの総括表をお願いします。

申請件 36 件 田 114 筆 88,211 m² 畑 2 筆 1,138 m² 合計 116 筆 89,349 m²です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和6年第4回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時30分閉会

令和 年 月 日

会長

16 番委員

17 番委員

太田 道雄

横井 彰夫

小原 正広